

昆虫類専門家グループ会合に対する質問とコメント (2005年1月13日、桐谷提出)

1. 検討の資料として、輸出国(種類,数量,法的規制など),輸入経路(貿易ルートと物量、搬送手段・容器なども含め)、輸入国日本(国内の流れ、増殖施設や利用形態など)を流れ図として整理していただけないか。
2. 遺伝攪乱として種間雑種とその妊性が問題にされるが、それ以外の戻し交雑による外来種に由来する遺伝子の存続がある。
3. 外来種がもたらすリスクの大きさは、種だけでなく、個体数が問題である。クワガタの輸入量は、通関 200 万頭、店頭販売数からは 5 億頭とも言われている。妊性がない種間交尾だけでも、個体数の優劣関係が大きく偏ると少数派となった種の絶滅を招く。ミバエ根絶やミナミアオカメムシによるアオクサカメムシの駆逐で事例が見られる。
4. 特定外来種に指定されたら、直ちに輸入は禁止になるとしても、国内に流通したものは、現在では有効な規制の手段がないという理由で指定を避けることがあれば、本末転倒ではないか。許可するとすれば、リスクを最少にする、あるいは規制ができる数量に限定する必要があるのではないか。これが法律の精神ではないのか。
5. WTO によって植物検疫問題を盾に国際貿易行為をさまたげてはいいけないという取り決めがあるが、これは非意図的に輸入農産物に付着して侵入可能性のある害虫を対象にした考えであり、すでに 20 種以上の貯穀害虫が非検疫害虫として指定されている。しかし、これは既に全て日本に定着している種類であり、未定着種をさしているのではない。ペット昆虫の取引は非常に特異的であり、かつ貿易金額も、商業圏も国際的貿易を阻害するような規模ではないと思うがどうか。また国内に定着しているものでもない。したがって WTO の取り決めの範囲外と考えるがどうか。
6. 本法律はわが国の生態系に深刻な被害もしくはその怖れがある外来生物の導入を阻止することで生物の多様性を確保することを重要な目的にしている。その主旨からも、海外すなわち生物の輸出国の生物多様性の維持も等しく尊重すべきだと考える。国内での飼育器からの逃亡や、遺棄を完全に防止できたと仮に仮定しても、現状では現地での大量採集をとめない、発育期間の長い大型種は最初に絶滅の危機にさらされる。また商品としての価値追求から、採集の目標は、大型種、希少種など保護・保全がもっとも望まれる種が危機にさらされる。昆虫の同好者が趣味の範囲で標本交換をしている規模とは影響がまったく違うことを認識すべきである。生物多様性条約との関連をどう扱うのか。

7. 多様性のシンボルで昆虫同好者の憧れであった大型美麗昆虫が金さえ出せば、容易に入手できるという経験を子供に与えることこそ、自然への畏敬を失わせる教育になる。「かわいそうだ」という尊い感情を育てるのに、海外から時には違法な採集行為でもちこまれたもので実施しなければならない必然的な理由は見出せないと思う。むしろ商品として拉致されたうえ、その種の存続が産地で脅かされていることに同情の感情を導くべきではなかろうか。

8. クワガタ類については、関係者から規制は植物検疫法で5年前にすべきであって、現在では遅きに失するという発言があった。当時この問題に関わった当事者もその時、わずか数年でここまで問題が大きくなるとは予想しなかったという反省の弁も聞いたことがある。輸出承認国も日を追って少なくなると思われる。それにしたがって、益々乱獲が残された地域に集中し、密輸などの違法行為も増加するであろう。

9. 非意図的導入について

特定外来種の候補であるヒアリ アカカミアリ アルゼンチンアリは、非意図的導入が懸念される種類である。ヒアリは台湾にも侵入して大問題になっているよしで、沖縄へのルートが最大の警戒を要する。リスク管理を重点的にすべきであろう。このような場合に対して具体的な方策はどうするのか。

特定外来生物、昆虫類専門家グループ会合 メンバー 桐谷圭治